

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 6日

埼玉県知事 殿

提出者

住 所 上尾市中妻3-7-8

氏 名 株式会社 関電工 埼玉工務所

所長 大竹 真一

電話番号 [REDACTED]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株関電工 埼玉工務所
事業場の所在地	上尾市中妻3-7-8
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	設備工事業
② 事業の規模	16億1300万円 (令和4年度実績)
③ 従業員数	24名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設汚泥→脱水→管理型埋立最終処分場 廃プラスチック→破碎→再生利用 がれき類→破碎→再資源化 (再生砂、碎石、骨材) 木くず→チップ

(日本産業規格

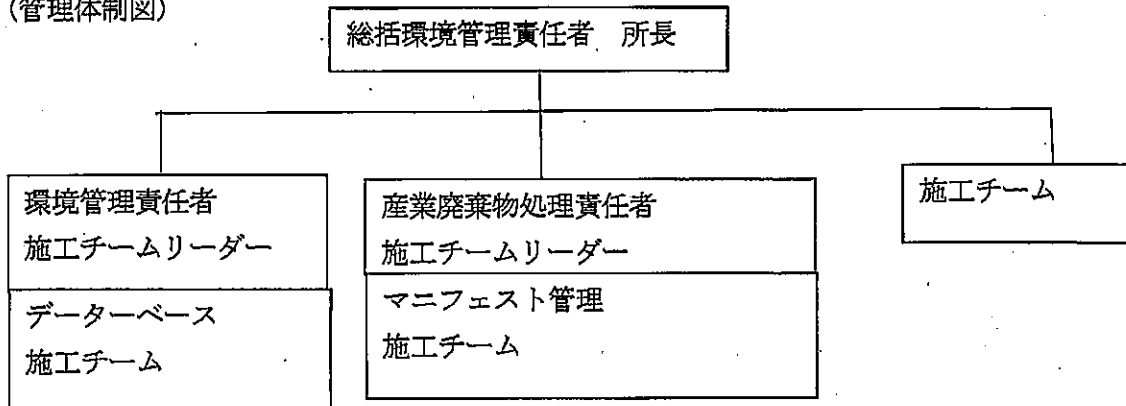
A列4番6-6

中央環境管理  
事務所



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙—1の通り	
	排出量	別紙—1の通り	
	(これまでに実施した取組) ・アスファルトとコンクリートの分別徹底及び残土混入防止。 ・自社で実施している環境パトロールにおいては廃棄物分別状況の確認、ならびに指導を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙—1の通り	
	排出量	別紙—1の通り	
	(今後実施する予定の取組) ・管理者による環境パトロールを行うほか、従業員の環境保全意識を高める啓蒙活動や環境研修会実施により産業廃棄物排出抑制に努めていく。 ・現場ごとに現場代理人及び担当者による排出量の確認。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類コンクリート片と廃アスファルトも確実に分別されており、それぞれが中間処分場で再資源化され100%リサイクルが行われている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状において全て廃棄物は確実に分別されている。今後もこの体制がくずさないよう管理を徹底していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙-1の通り
	全処理委託量	4383.05 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	4383.05 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) ・がれき類（アスファルト・コンクリート）の中間処理は残渣率の少ない業者を優先して委託した。 ・不要物は廃棄にあらず3R（リデュース、リユース、リサイクル）の意識高揚を図った。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙—1の通り	
	全処理委託量	4070.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	10.0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	4060.0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設及び最終処分施設の稼働状況確認調査を計画して実施する。</li> <li>・社内の環境パトロールを今年度も継続する他に従業員一人一人の環境保全意識を上げていくための(リデュース・リユース・リサイクル等環境に関する)研修会を実施して産業廃棄物排出抑制に努めていく。また、エコ検定資格取得者1名増。</li> </ul>			
※事務処理欄			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

名称	現状/計画	計									
		A 排出量 (t)	B 自ら再生利用 行った量 (t)	C 自ら熱回収を 行った量 (t)	D 自ら中間処理によ り減量した量 (t)	E 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った量 (t)	F 産業廃棄物の 全処理委託量 (t)	G 優良認定処理業者 への処理委託量 (t)	H 再生利用業者への 処理委託量 (t)	I 認定熱回収業者 への処理委託量 (t)	J 認定熱回収業者以外 の熱回収業者への処理委託量 (t)
産業廃棄物の種類	前年度実績 今年度の計画	当該事業場にお いて生じた産業廃 棄物の種類ごとの 量	Aの量のうち、自ら中 間処理及び最終処分を委 託した量	Aの量のうち、優良 認定処理業者への 委託処理量	Fの量のうち、認定熱 回収施設設置者であ る処理業者への焼却 処理委託量	Fの量のうち、認定熱 回収施設設置者であ る処理業者への焼却 処理委託量	Fの量のうち、認定熱 回収施設設置者であ る処理業者への焼却 処理委託量	Fの量のうち、認定熱 回収施設設置者であ る処理業者への焼却 処理委託量	Fの量のうち、認定熱 回収施設設置者であ る処理業者への焼却 処理委託量	Fの量のうち、認定熱 回収施設設置者以外 の熱回収業者への 処理委託量	Fの量のうち、認定熱 回収施設設置者以外 の熱回収業者への 処理委託量
建設汚泥	現状	126.00	126.00					126.00			
	計画	10.0	10.0				10.00	0.00			
廃プラスチック類	現状	23.18	23.18					23.18			
	計画	10.0	10.0					10.00			
がれき類	現状	4223.42	4223.42					4223.42			
	計画	4050.0	4050.0					4050.00			
木くず	現状	10.45	10.45					10.45			
	計画	0.0	0.0					0.00			
合計	現状	4383.05	4383.05	0	0	0	0.00	4383.05	0.00	4383.05	0
	計画	4070.00	4070.00	0	0	0	10.00	4060.00	10.00	4060.00	0

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。